

津市(三重県)

(2006年1月1日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2006年1月1日	合併の方式： <input checked="" type="checkbox"/> 新設・ <input type="checkbox"/> 編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ <input type="checkbox"/> 無		
人口 ⁽¹⁾ ：286,521人(高齢化率 ⁽²⁾ 19.2%)	面積 ⁽³⁾ ：710.81k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：38人(法定上限38人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：2,701人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：0.70	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：87.0%	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：101,677,636千円		
うち、地方税35,970,954千円、地方交付税14,184,134千円		
合併特例債発行予定額 未定/同限度額67,250百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業4.0%、第二次産業30.7%、第三次産業65.3%		

(出典)(1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。(3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。(津市は、2005年4月22日)(4)：合併時の数。(5)：新市2005年予算書。(6)：地方交付税算出資料。(7)：地方財政状況調査。(8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧津市	163,246人	17.5%	101.89k m ²	32人	1,276人	0.93	82.8%
旧久居市	41,063人	19.2%	68.20k m ²	20人	293人	0.64	87.9%
旧河芸町	17,351人	18.0%	18.79k m ²	18人	125人	0.56	80.8%
旧芸濃町	8,900人	24.0%	64.57k m ²	14人	88人	0.43	77.9%
旧美里村	4,249人	25.0%	50.31k m ²	12人	58人	0.29	91.6%
旧安濃町	11,279人	18.5%	36.93k m ²	16人	102人	0.51	83.8%
旧香良洲町	5,300人	21.3%	3.90k m ²	12人	62人	0.28	78.3%
旧一志町	14,580人	19.1%	47.66k m ²	14人	121人	0.47	88.4%
旧白山町	13,395人	25.5%	111.86k m ²	16人	135人	0.44	89.4%
旧美杉村	7,158人	38.2%	206.70k m ²	12人	99人	0.22	89.2%

(出典)(1)(2)：2000年「国勢調査」。(3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。(津市は、2005年4月22日)(4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<②地方分権推進、④少子高齢化、⑤財政状況>

少子高齢化社会に伴い、更に厳しい財政運営を迫られることから、合併することからより効率的な行財政運営、行財政力の強化を図り、住民の期待に応えられるサービスを維持するため。

(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、②住民の理解、⑧事務事業の調整>

<p><最も重視したことの具体的な内容></p> <p>住民に対して、合併に関する情報提供を可能な限り行い、合併に対して理解を求めた。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員></p>
<p><合併推進の具体的な活動></p> <p>政治的な判断を要する案件や調整が困難な案件については、合併協議会開催前に首長会議・議員会議（双方とも非公式）を実施し、調整を図った。</p>

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
特になし。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
法定協議会の設立以前に、合併関係市町村の一部と合併関係市町村以外の市町村と任意の協議会を別に設け、違う枠組みでの合併協議を行っていた時期があった。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
②郡の構成市町村の一部、④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑥広域連合の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部	
(4) 合併の端緒	
2001年9月、津市長が、定例記者会見において、隣接市町村とともに12市町村で任意の協議会を設立する考えを表明。	
(5) 任意の合併協議会（設置期間：2002年2月13日～2002年12月26日）<11市町村で設置>	
構成メンバー	首長、議員各1名、都道府県職員（津地方県民局長） 計23名
運営上の工夫	広報紙、ホームページ、住民説明会等で住民への情報提供を行った。また合併問題協議会は原則公開とし、住民が傍聴可能であることを広報紙等に掲載した。
(6) 法定協議会（設置期間：2003年1月1日～2005年12月31日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/>
構成メンバー	首長、議員各1名、都道府県職員（三重県津地方県民局長）、大学等の研究者4名 計25名
運営上の工夫	広報紙、ホームページ、住民説明会等で住民への情報提供を行った。また合併問題協議会は原則公開とし、住民が傍聴可能であることを広報紙等に掲載した。
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
<協議を行ううえでの工夫>	
当協議会では、合併協定項目の中の上記①②③④を合併基本4項目とし、第8回合併協議会で、早期に決定した。※その後、②について具体案が出され、協議された。	
<協議開始および決定の時期>	
	(①方式) (②期日) (③名称) (④位置) (⑤財産)
協議開始：	03年3月 03年3月 03年3月 03年3月
合意：	03年8月 ※03年8月 03年8月 03年8月
※②について、2003年8月の合意の時点は、合併期日は2005年1月を目標とするということであった。その後、具体案（合併期日：2005年4月1日）が提案され、協議を重ねた結果、最終的には2004年10月に合併期日（2006年1月1日）が確認された。	

<p><決定に至るまでに最も難航した項目と解決策></p> <p>調整事項を細部まで協議する期間を設けることにより、合併期日を延長することにより決定した。</p>	<p>②期日</p>
<p><基本項目①「合併の方式」の決定理由></p> <p>津市以外の合併市町村は、新設合併を前提として議論を進めないと、住民・議会から理解を得られなかった。</p>	<p>新設・編入</p>
<p><基本項目②「合併の期日」の決定理由></p> <p>調整事項を細部まで協議するために合併する期日を延長し、合併期日を2006年1月1日とした。</p>	<p>2006年1月1日合併</p>
<p><基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由></p> <p>決定手続：合併協議会で決定した。</p> <p>選定理由：「津」の名称は歴史的な沿革があり、全国的な知名度が高いこと、また、人口集積が最も高く、すでに地域における拠点性を有しており、新市の名称にふさわしいことなどにより判断された。</p>	<p>公募有・無</p>
<p><基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点></p> <p>旧津市役所を新市の事務所することが確認された。合併の効果をより高めるため、既存の施設を有効に活用して、新市建設に要する費用の節減を図った。</p> <p>(新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い)</p> <p>新市の総合支所とした。</p>	<p>既存施設・新規建設</p>
<p><基本項目⑤「財産の取扱い」></p> <p>(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産)</p> <p>正負ともになし。</p>	
<p>(8) 新市建設計画</p>	
<p>計画の期間：10ヶ年</p> <p>理由 国からの財政措置が、合併後概ね10ヶ年であったこと。</p>	
<p><策定に当たっての工夫></p> <p>特になし。</p>	
<p><関係市町村間での調整が難航した項目></p> <p>特になし。</p>	
<p><新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫></p> <p>特徴としては「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」を新市の将来像として掲げ、まちづくりを展開していくこと。</p> <p>工夫した点は、「環境との共生」するまちづくりをにらみ、新市の施策の第1項目に「環境と共生した暮らしやすい都市の実現」を掲げた。</p>	
<p><新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容></p> <p>新市の一体性の速やかな確立、地域特性を生かした均衡ある発展及び住民福祉の向上を図ることを目指し、合併市町村の総合計画、マスタープランなどを新市のまちづくりの観点から整理・検討する。</p>	

単位：百万円 ()は%	合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2006年度	2011年度	2015年度
歳入合計	107,841	103,985	98,107	97,297
地方税	36,967(34.3)	38,418(36.9)	38,718(39.5)	38,217(39.3)
地方交付税	16,513(15.3)	16,447(15.8)	19,163(19.5)	19,048(19.6)
歳出合計	101,838	103,985	98,107	97,297
人件費	23,239(22.8)	21,577(20.8)	20,804(21.2)	18,979(19.5)
(参考:一般職員数)	(2,359人)	(2,706人)	(2,386人)	(2,201人)
公債費	11,951(11.7)	12,656(12.2)	13,476(13.7)	13,361(13.7)
普通建設事業費	18,781(18.4)	23,035(22.2)	23,067(23.5)	23,073(23.7)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
新たな設定・変更等は行っていない。新市移行後、新市建設計画との整合を図り、調整を図っていく。	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等の配布（全 31 号。配布方法：自治会経由で合併市町村の全戸に配布） ※任意の協議会は 4 号発行 ・ 住民説明会の開催（3 回、延べ 115 会場で開催、延べ 5,480 人参加） ※任意の協議会は 1 回、延べ 91 会場で開催、延べ 4,316 人参加 ・ H P の開設（開設日不明、随時更新、アクセス数 約 20,000 回） ※任意の協議会 H P から引き続き開設のため不明（任意の開設日：2002 年 8 月） ・ その他（具体的に：合併市町村のイベントに参加し、啓発活動を行った。） 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
<p>実施していない。</p> <p>※ただし、合併に対する住民の意向を問うものではなく、まちづくり基本構想策定にかかるアンケートは行った（任意協議会）</p>	
(12) 都道府県からの支援	
<p>財政支援：三重県市町村支援交付金を申請中。</p> <p>人的支援：合併協議会に県職員 1 名の派遣。</p>	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
委託費	1,128 千円
委託内容	まちづくり基本構想の策定に係るアンケート調査業務（任協時）728,805 円。 新「津市」市章選定サポート業務 399,000 円。

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	有（定数特例（定数 人）・在任特例（在任期間 年 ヶ月））・ <input type="checkbox"/> 無
その理由	住民のための市町村合併であり、住民本位を念頭に置いたから。

(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2006年12月31日まで特例措置を適用)・無
その理由	新市移行期間の空白期間をなくすためと新市の耕地面積が増えるため、従来どおりの活動等が難しくなることから。定数は80人。合併市町村の選挙人数及び現行選挙委員数に応じて市町村別に按分した人数を基本に市町村間調整を行った。
(3) 三役	
旧津市	市長は新市長選挙まで市長職務執行者、助役、収入役は失職。
旧久居市	市長、助役、収入役は失職。
旧河芸町	町長は失職、助役は不在、収入役は失職。
旧芸濃町	町長は失職、助役は不在、収入役は失職。
旧美里村	村長は失職、助役は不在、収入役は失職。
旧安濃町	町長は新市の市議に立候補し当選、助役、収入役は失職。
旧香良洲町	町長、助役、収入役は失職。
旧一志町	町長、助役、収入役は失職。
旧白山町	町長は新市の市議に立候補し当選、助役、収入役は失職。
旧美杉村	村長、助役、収入役は失職。
(4) 一般職	
定員管理	<定数の削減>現在3,053名を、10年で2,500名に削減。 <新規採用の抑制>2006年度職員採用予定人員については、前年度退職者の半分程度の採用とする。
給与の調整	<給料表の統一>人事院の給与勧告を尊重し、国家公務員に係る取扱い等に準じ、職員の給与水準に係る適正な取扱いを図り統一する。
役職の調整	原則として合併前の職務の級をそのまま新市に引き継いだ。例えば、合併前の町村の課長は7級であり、新市における7級担当主幹(課長補佐級)にいったん格付けた。そのうち一部を昇任的扱いにより新市の8級課長職に各付けた。ポスト数は組織機構に基づき、選考は各団体との協議に基づいて行った。
(5) 組織・機構の整備方法(合併と同時に部・課とも完全に統合)	
行政管理機能の本庁への集中と組織のフラット化を図ることにより、意思決定の明確化・迅速化と効率的な行政経営を目指し、市民が行う身近な手続きなどの市民生活に密着したサービス機能については、旧行政区域に支所を設置する。	
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法	
合併前の支所、出張所等は新市の出張所として設置している。	
(7) 地域審議会等	
設置の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・無
その理由	合併関係市町村の区域ごとに当該区域を対象とする地域審議会を設置することにより、当該地域の住民の意見が届き新市の施策に反映していくことができるようにするため。

(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
法人市民税 法人税割	資本等の金額が1億円超えの法人 に対する税率 旧津市 13.5% (超過税率) 旧久居市ほか9市町村 12.3% (標準税率)	2006年1月1日から13.5%に統一。
都市計画税	市街化区域のある市町村 旧津市、旧久居市、旧河芸町、旧 香良洲町 旧津市のみ課税 税率 0.3%	市街化区域の土地及び家屋に都市 計画税(税率:0.3%)を課税する。 ただし、旧久居市、旧河芸町、旧香良 洲町の区域については、合併特例法の 規定を適用し、合併年度及びこれに続 く5年間に限り課税免除とする。
(9) 上下水道使用料(調整方針:上水道は負担の低い方に合わせる。下水道は平均をとる。)		
上水道料金	上水道、簡易水道とも津市の料金体系で合併時に一元化。 旧美杉村の簡易水道利用組合が管理する簡易水道については、現行のと おり。ただし、新市において水道事業の運営に支障がないよう、新市で新 たに策定する水道事業計画を踏まえ、合併後3年程度を目途に料金改定に ついて検討する。	
下水道料金	旧久居市の料金体系で合併時に一元化。 ただし、新市において下水道事業の運営に支障がないよう、新市で新 たに策定する下水道事業計画を踏まえ、合併後3年程度を目途に料金改定に ついて検討する。	
(10) 上下水道以外の使用料等(調整方針:現行のとおりとするが、同一又は類似する施設に ついては、可能な限り統一する。なお、使用料が大幅な値上げとなる場合については、 暫定措置を講じる。)		
例外措置	農業集落排水使用料については、該当する7市町村のうち旧河芸町、 旧美里村、旧安濃町、旧美杉村の4町村が同一の使用料体系であり、全 体の受益者の殆どを占めることから、合併時にこれに一元化。	
(11) 国民健康保険事業の調整(調整方針:同一年度内の2度の賦課はできないので合併年度 については旧市町村ごとの料(税)率で徴収し、翌年度(2006年度)にその年の医療費を 勘案し適正な保険料を算定し賦課する。)		
賦課徴収方法	旧津市 保険料・3方式 旧久居市 保険税・4方式 旧河芸町 保険料・4方式 旧芸濃町 保険税・4方式 旧美里村 保険税・4方式 旧安濃町 保険税・4方式 旧香良洲町 保険税・4方式 旧一志町 保険税・4方式 旧白山町 保険税・4方式 旧美杉村 保険税・4方式	2006年4月1日から保険 料3方式。

所得割	旧津市 7.8%	旧安濃町 4.5%	2006年4月1日に統一(医療費を勘案し適正な料率)。
	旧久居市 5.0%	旧香良洲町 5.2%	
	旧河芸町 5.0%	旧一志町 5.3%	
	旧芸濃町 5.8%	旧白山町 6.5%	
	旧美里村 6.4%	旧美杉村 7.94%	
資産割	旧津市 賦課無	旧安濃町 30%	2006年4月1日から賦課無。
	旧久居市 15%	旧香良洲町 30%	
	旧河芸町 40%	旧一志町 45%	
	旧芸濃町 50%	旧白山町 51%	
	旧美里村 50%	旧美杉村 61%	
均等割	旧津市 30,000円	旧安濃町 25,000円	2006年4月1日に統一(医療費を勘案し適正な額)。
	旧久居市 23,000円	旧香良洲町 24,000円	
	旧河芸町 25,200円	旧一志町 28,000円	
	旧芸濃町 21,000円	旧白山町 25,000円	
	旧美里村 26,000円	旧美杉村 26,400円	
平等割	旧津市 22,500円	旧安濃町 26,000円	2006年4月1日に統一(医療費を勘案し適正な額)。
	旧久居市 18,000円	旧香良洲町 28,000円	
	旧河芸町 26,400円	旧一志町 22,000円	
	旧芸濃町 24,000円	旧白山町 30,000円	
	旧美里村 24,000円	旧美杉村 22,800円	
(12) 介護保険事業 (調整方針: 合併年度は旧市町村ごとの保険料を徴収し、新計画策定と同時に新料率で賦課する。)			
第1号被保険者の月額基準保険料	旧津市 3,334円	旧安濃町 3,020円	介護保険計画が合併年度に策定となるため新市に向けた計画を策定するなかで新料金を調整する。
	旧久居市 2,897円	旧香良洲町 2,840円	
	旧河芸町 3,776円	旧一志町 2,840円	
	旧芸濃町 2,995円	旧白山町 2,840円	
	旧美里村 3,800円	旧美杉村 2,840円	
(13) 電算システムの取扱い (新規システムを構築した)			
整備方法	法定協議会に情報システム部会等の専門部会を設置し、その中で、津市が代表して総合行政ネットワークに接続を行い、その他の合併関係市町村は「津地区市町村の合併に伴う情報システム等統合・整備計画」に基づき構築した新市のネットワークで接続し、新市として運用を行うことができる。		
(14) 町・字の名称・区域			
名称・区域の変更	有・無		
変更した場合、その内容と理由	旧津市→変更なし、旧久居市→津市久居〇〇町・津市〇〇町、旧町村→津市旧市町村名 〇〇(村の表記はすべて町に変更) ※大字表記は削除		

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：550 百万円/10 年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	策定作業中（2007 年度末策定予定）
総合計画	策定作業中（2007 年度末策定予定）
(3) 合併による効果	
<p><⑤行財政の効率化></p> <p>各市町村で実施している行政サービスを一元化、効率化することによる余剰財源により、地域全体の行政サービスの向上が図れる。</p>	
<p><④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開></p> <p>合併により市町村の区域が取り払われることで、山から海まで一体的なまちづくりに取り組むことができる。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p><②中心部と周辺部の格差が増大する></p> <p>市民生活に不便を及ぼさないように配慮しながら、地域の特性やバランス、財政事情などを考慮し、公共施設の統合整備と適正配置に努める。</p>	
<p><①役場が遠くなり不便になる></p> <p>本庁以外の旧庁舎を各総合支所とし、市民生活に密着した行政サービスの提供などを行う。また情報ネットワークの整備・強化などにより機能の充実を図り、可能な限り最寄りの総合支所に対応できる体制を敷いている。</p>	
<p><③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる></p> <p>広報広聴活動の充実や情報公開の推進により、情報の共有化に努めるとともに、市民からの政策提言や協働によるまちづくりを進めるための仕組みづくりに努めるなど、様々な段階における多様な形での市民参画を推進する。</p>	
(5) 残された課題	
<p>合併協議における事業に対する協議の意向についてであるが、新市全体として、個々の事業の重要性、緊急性を踏まえ、財政の見通しも見極めながら、取り組みを進めていく。</p>	